

2014年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験 憲法

(60分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は1ページのみである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 答案は、横書きとする。
5. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
6. 答案は、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
7. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次を書き直すこと。
8. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
9. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 憲法

【問題】 以下の〔事例〕を読んで、〔設問1〕～〔設問4〕に答えなさい。

〔事例〕

Yは、宗教法人法上の宗教団体である。20**年1月、Yの代表役員およびその指示を受けたYの幹部らは、不特定多数の者を殺害する目的で化学プラントを建設し作動させ、Yの多数の信者とともに組織的に毒物を生成することを企てた。しかし、この事実が明らかとなり、これが殺人予備行為にあたると思った検察官とA県知事は、宗教法人法81条1項1号（法令違反、公共の福祉の侵害）および2号（宗教団体の目的からの逸脱）に該当することを理由に、Yの解散命令を地方裁判所に請求した。

宗教法人の解散命令が確定した場合、当該宗教団体は法人格を失い、宗教団体の清算手続きが行われる。その結果、宗教法人に帰属する財産は処分されることとなり、その際、礼拝施設その他の宗教上の行為の用に供していたものも処分される。もともと、宗教法人法は、もっぱら宗教団体の所有・維持運用や業務・事業の運営といった世俗的事項を規律するにとどまり、それゆえ解散命令の制度自体には、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に介入する意図は存在しない。

〔設問1〕

憲法20条1項の信教の自由は、一般に3つの自由で区別される。そのそれぞれを端的に答えなさい。

〔設問2〕

Yは、上記犯罪予備行為に関わっていない信者Bらの信教の自由を根拠に、Yに対する解散命令の違憲性を主張しようと考えている。YがBらの憲法上の権利を主張することにはどのような憲法上の問題があるか、簡潔に答えなさい。

〔設問3〕

〔設問2〕で指摘した憲法上の問題を踏まえつつ、Yの立場より、Yに対する解散命令の違憲性の主張をしなさい。

〔設問4〕

〔設問3〕で行った違憲主張に対して、検察官・A県知事側から反論を行うとすれば、それはどのようなものになるか、理由とともに論じなさい。